

平成21年9月30日

会 員 各 位

社団法人日本産婦人科医会
会 長 寺尾 俊彦

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」の施行猶予について

平成21年9月29日厚生労働省保険局長から「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に当たっての取扱いについて」（保発0929第5号）において、6か月の施行猶予の通知がありました。

つきましては、医会としては、以下のとおりの取扱いを考えております。

1. 各医療機関にお願いしたいこと

各医療機関の実情に応じた制度の施行をお願いいたします。

入金遅れ等でさらに資金不足が悪化し、経営に不安が生じる場合には、6か月の猶予期間を利用して資金計画等を十分検討され、この制度がスムーズに実施できるようお願いいたします。

なお、資金繰りに問題のない医療機関等におかれましては、平成21年10月1日からの実施をよろしくお願いいたします。

2. 施行猶予をした医療機関等にお願いしたいこと

(1) 医療機関内に、当該医療機関における直接支払制度の実施について、院内掲示等で明記してください。

(2) 妊産婦と合意文書を交わすときにも十分に説明してください。

(3) 妊産婦が、あくまで直接支払制度を利用し、当該医療機関において出産を希望する場合には、これに応じるよう努めて下さい。また、妊産婦の希望に応じることが困難な場合には、妊産婦の経済的負担が軽減される貸付制度等の方策の説明を行うなど、妊産婦への配慮に努めてください。

※貸付制度には、例えば次のようなものがあります。

1) 出産融資貸付制度

申込先

- ・国民健康保険加入者：各市区町村の役所
- ・勤務先健康保険加入者：各社会保険事務所又は健康保険組合

2) 生活福祉資金貸付制度

申込先

- ・各都道府県社会福祉協議会

3. 資金の貸付について

かねてより医会から厚生労働省に対して要望してまいりました、(独)福祉医療機構における貸付条件(担保等)につきましては、現在、厚生労働省保険局及び医政局で調整が行われております。貸付条件等が決定次第会員の皆様にご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、医師信用組合貸付制度等についてもご考慮くださいますようよろしくお願いいたします。